

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地
問題（プライス報告を含む） 第三卷

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43858

昭和三十一年

別紙

注一

米側の方針は現行賃貸料制度に代えて地価(出来得れば土地の実際取引価格)を沖縄人地主に一括拂いし、土地を半永久的に使用するため、一種の地上権を設定せんとするにあるが、土地所有権は依然沖縄人地主に存続せしむるものである。

右は法律上の問題としては(たとえ買上の場合であっても)

わが方残存主権とのものとは直接には関係がない。

本問題の焦点は賃貸料乃至地価に関する住民と米側の見積りの距りから生ずる住民の生活困難に基く不満及び土地収用方式に対する不満にあると思われ、この点で法律上の問題としてではなく住民の現実生活の問題として米当局の配慮を促して然る可きものと思われる。

注二

本年一月の米極東軍発表によれば一九五〇年の米軍
使用地の全評価は約一千万ドルであった。(これは日本勧業
銀行による評価であり耕地は一九四五年以前の十一年間
市内は同じく十一年間を参考にして評価し、等級は
各市町村からの申告を基にして行われた。)
然るに右の評価の正確性につき批判があつたので
米側は一九五三年に再評価を行ひ、これを最初の七〇%

増の千七百万ドルと見積つた。(四三、〇〇〇、〇〇〇)
現在琉球人地主に支拂われてゐる賃貸賃料はこの再
評価された地代の六%である。(注)これに対する地主側の評
価地代は右の約十一倍である。
なお米国防省において検討中の一括拂法案は高騰
せる現実の地価を認めんとするものであると伝えられてゐる
が、これにわたるだけの予算を割当てるかは現在のところ

不明である。(南軍報告才三三三号によれば、軍用地使用

料一括拂の予算として一七五〇万ドルを計上していると反南

すとの趣であるが、この数字は前記一九五三年の再評価

額と略々等しく、高騰せる現実の地価とは認められない)

(注)

$$19,000,000 \times 0.06 + 45,000,000 = 22,670,000 \text{ (米ドル)}$$

$$\$22,670,000 = \$0.0185$$

$$\$0.0185 \times 1200 = 22.2 \text{ (米ドル)}$$

沖繩の土地問題について

(昭和三二。六。二二民印)

一 アメリカ下院軍事委員会特別小委員会の沖繩に関する調査報告書の公表を契機として、同報告書中に含まれる勧告(いわゆるブライス勧告)と現地住民の要望するいわゆる四原則なるものの抵触が問題となつてゐる。問題の焦点は、勧告においては、合衆国政府が地代の一括払をすることによつて沖繩における米軍使用地に長期の借地権を取得すべきことが提案されてゐるのに対し、現地住民はこの提案に反対し、米軍使用地に対する地代の年払と現行地代の増額を主張してゐるところにあるようである。

秘

右問題は、沖繩の全住民の生存権に關するものであつて、日本政府がこれに対して傍觀的態度に出るべきでないことはもとよりであるが、政府がいかなる措置を取るにしても、かかる措置は、沖繩の法的地位に關する明確な理解に立脚するのでなければ、実効を挙げることとは困難と考えられる。

二 平和条約第三條によつて、合衆国は、沖繩において立法、司法および行政の一切の権限を行使する権利を附与されてゐる。しかしながら他方、沖繩の住民が依然として日本国民であつて、合衆国国民でもない「沖繩住民」という特殊のステータスを取得したでもないことは明らかである。この点は、日本国内においては殆んど議論を見ないところであつて、國內法の適用上、沖繩の住民は他の日本国民とならざるに差別されることはないのみならず、合衆国政府においても、沖繩の住民が日本政府によつて日本国民

として処遇されることに対して異議を挟んだことはなく、合衆国政府はすくなくとも沖繩の住民が依然として日本国民であることを暗黙に承認しているものと見なければならぬ。

以上のようにして、沖繩の住民は、これを要約すれば、合衆国の施政下にある日本国民というに外ならないのであつて、その地位は、合衆国の本土に定住する日本国民のそれと異るところはない。前記のように合衆国が沖繩に対して統治の権限を有する以上、合衆国が沖繩においていかなる施策を行うかは、一応合衆国の内政事項として日本国は当然これに干渉する権利を有するものではない。しかし、合衆国政府は、こと沖繩の住民の処遇に関する限り、自国の国民に対すると同様の完全な自由裁量権を有するもの

ではない。合衆国政府は、軍事的見地にもとづくいかなる要請があるにもせよ。すくなくとも文明諸国に共通の最低基準に適合する待遇を沖繩の住民に与える義務を負う。もし合衆国政府がこの義務に違反して沖繩の住民に対して不当な待遇を与えたとするならば、日本国政府は、在外国民に対する保護権にもとづいて、合衆国政府の当該施策に対して干渉する権利を有する。しかして国家は、外国人が国内に所有する土地を収用し、または使用しよとする場合、その外国人がかかる処分によつて被る損失を償うに足りる実質的補償をなすべき義務があることは、確立された国際法の一般原則である。今回の沖繩土地問題もこの見地から検討を行うべきであつて、もしブライス勅告で提案されている土地使

用権の取得方法が右に述べた実質的補償の原則に適合しないものであるとするならば、日本国政府は、すべからず在外国民の保護権の行使として合衆国政府に対し右勧告の不採用を強く要求すべきである。

三 現在、一部には、沖繩の住民の地位を日米二重国籍者に類比し、また沖繩住民については日本国と合衆国の外交上の保護権が競合するとして、日本国政府は沖繩の住民のために合衆国政府に対して外交上の保護権を行使することができないとする見解があるが、沖繩の住民が前記のように日本国民である以上、右の見解はその根拠を欠く。

なお、沖繩の住民の有する日本国籍を潜在的であるとする見解もあるが、この潜在的国籍という用語が、沖繩の住民は沖繩にあるかぎり、合衆国の施政に服しているので日本国の統治権が直接には及ばないということの説明するものであるならば正当であるが、もししからずして、日本国政府が合衆国政府に対抗して沖繩の住民のために外交上の保護権を有しないということの意味するのであれば、右の見解は誤りという外はない。

平和条約の発効によつて日本国はその独立性を回復し、従つてまたその有する在外国民に対する保護権についても、これを制限する一切の支障はすでに消滅している。しかるにもかかわらず、沖繩においては、今回の土地問題に限らず、多くの点において軍事占領当時の状態が今日もなお引き続き支配している。上述した

ように、沖縄の住民の法律上の地位は、在米日本国民のそれに類
比することができるのであるが、もともと在米日本国民は自己の
意思によつて合衆国に入国し、いわば自発的に合衆国の施政に服
しているのであるが、沖縄の住民の場合は、これと異り、かれら
が父祖以来定住する島々に、かれらの意思にかかわりなく、合衆
国の施政が及んできたのである。しかもそこに及んできた合衆国
の施政は、平和回復後の今日においてもなお実質的には軍政なの
であつて、日本国政府としては、在米日本国民に対するより、以
上の重大な関心をもつて沖縄の住民の保護の責に任じなければな
らないものと考えられる。

備考 上記は、法務省の一貫した意見であつて、別紙民事局長通

達は、上記の意見に立脚するものである。

平和条約の署名が、戸籍法にどう反映するか。

(別紙)

平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について(抜萃)

昭和二十七年四月十九日、法務府民事局長発、
法務局長、地方法務局長宛通達

近く平和条約(以下単に条約という。)の発効に伴い、国籍及び戸籍事務に関しては、左記によつて処理されることとなるので、これを御了知の上、その取扱に遺憾のないよう貴管下各支局及び市区町村に周知方取り計らわれたい。

記

第三、北緯二十九度以南の南西諸島、小笠原諸島、硫黄列島及び南島島関係

標記の諸島の地域に本籍を有する者は、条約の発効後も日本国籍を喪失するものでないことはもとより、同地域に引き続き本籍を有することができる。

右諸島のうち、沖縄その他北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の戸籍事務は、条約発効後も従前通り福岡法務局の支局である沖縄奄美大島関係戸籍事務所で取り扱われ、また、小笠原諸島、硫黄列島及び南島島に本籍を有する者の戸籍事務については、条約発効の日から東京法務局の出張所として小笠原関係戸籍事務所が設置され、同事務所において取り扱われることとなる。

日本と琉球の補償要綱の比較

A 賃借料について

一、農地の賃借料算定基準について

① 一致点

農地の賃借料算定基準は、日本も琉球も当該農地の農業経営のり得らるる一切の推定農業収入から支出すべき農業経営費（自家労務費を含まず）を控除した推定農業所得額を基準とした。農地の収益による算定方法を採用してゐる点は完全一致してゐる。

② 相違点

日本では、推定年間農業所得額の 80% としてゐるのに対し、琉球ではその全額を採つてゐる。

二、農地外農業用地を除くその他の土地の賃借料算定基準について

① 相違点

日本では、固定資産課税台帳の登録価格に土地資本に対する年利廻りを乗じて得た額と、固定資産税額との合計額を基準とし、固定資産税が課せられていない土地については、近傍類似の土地の坪当価額に準じて算定した。土地価値に、土地資本に対する年利廻を乗じて得た額としてゐるのに対し、琉球では近傍類似の土地の賃借料に準じて算定した額、又は実際買値価格に基く推定価格の 6% としてゐる。（両方を併列してゐるのは、いづれか有利なる方を採用する意味である。）

三、営業用土地の賃借料算定基準について

① 相違点

営業用土地の賃借料は、日本では土地の賃借料に当該営業の推定年間純収益のうち当該営業用土地の擧げ得べき部分の額を加算した額（但し自家営業の場合は推定年間純収益には自家労務費の 80% を含む）としてゐるのに対し、琉球の要綱では、当該営業の推定収入から支出すべき推定経営費（自家労務費は全額含まず）を控除した推定所得額のうち当該土地が擧げ得べき部分の額としてゐる点に相違がある。

日本と琉球の納借要綱の比較

A 賃借料について

一 農地の賃借料算定基準について

① 一致点

農地の賃借料算定基準は、日本も琉球も当該農地の農業経営のうち得らるる一切の推定農業収入から支出すべき農業経営費（自家労働費を含まず）を控除した推定農業所得額を基準とした。農地の収益説による算定方法を採用してゐる点は完全に一致してゐる。

② 相違点

日本では、推定年間農業所得額の $\frac{1}{10}$ としてゐるのに対し、琉球ではその全額を採つてゐる。

二 農地（農業用地）を除くその他の土地の賃借料算定基準について

① 相違点

日本では、固定資産課税台帳の登録価格に土地資本に対する年利廻りを乗じて得た額と、固定資産税額との合計額を基準とし、固定資産税が課税されてゐる土地については、地価類似の土地の坪当価格に準じて算定した土地種類に、土地資本に対する年利廻りを乗じて得た額としてゐるのに対し、琉球では近傍類似の土地の賃借料に準じて算定した額、又は実際買値価格に基く推定価格の $\frac{1}{10}$ としてゐる。（両方を併列してゐるのは、いづれが有利な方を採用する意味である。）

② 琉球の要綱には土地の特殊事情を考慮して適正に補正する規定を設けた。（例として都市或はその形態をなす地域においては地目の処分にかかわらず使用料は土地の期待利益をも考慮して算定することとした。）

③ 日本、要綱には特に農業用地に対する賃借料算定の規定を設け、琉球には農業用地もその他の土地に含めしめることとした。

所得額のうち当該土地の業に得べき部分の額としてゐる点も相違がある。

三、建物、工作物、及設備並びに動産の賃借料について。

日本の要綱では、それらの賃借料算定基準が規定されてゐるが、琉球では布告第二十六号第四条により、買上補償の方法が採られてゐるので、これらの物件の賃借料算定の規定は省略されてゐる。

B. 使用開始に伴う損失補償額について。

- 一、五毛の損失補償額算定基準について。
殆ど一致してゐるが、異なる点は、移植可能な永久作物の場合、琉球の要綱では収入減損予想額を評価時に還元すると具体的にうたつてゐる。

二、移転料

日本の要綱では「動産の移転料」と人負の「移転旅費」と区分して規定してゐるが、琉球の要綱では「所要経費一切」として、すべてを包含した規定の仕方になつてゐる。

- 三、移転に伴う補償のうち、「仕掛品」、「固定経費」の補償については琉球の要綱では規定がない。

四、林業補償の算定基準について。

日本の要綱では「営業を一時休業する場合」、「兼業及副業の林業補償」、「休業手当」、「解雇予告手当」、「退職手当」に区分して算定基準を規定してゐるのに対し、琉球の要綱では、「移転のため通常必要とする林業の期間に於ける当該営業の予想純収益及び従業員に對して支払うべき退職手当等」として、總括的に規定の仕方になつてゐる。

C. 中間補償について。

琉球の要綱では、琉球の現狀に即して「滅失せる土地、又は道路」大いに中間補償を認めてゐるので別に支障はない。

D. 返還に伴う損失補償額について。

一、土地の返還に伴う損失補償額について。
日本の要綱では第三十二條第一項で、使用した土地を返還する時当該土地を原狀に回復することを必要と認める場合は、原狀回復に

要する費用の額を損失補償額とするを規定し、第三項においては使用した土地を原状に回復しない不返還時の原状のまま引渡す時は、当該土地の形質変更によつて生じた損失を適正に算定した額を損失補償額と規定してあるが、琉球の要綱にはこの規定がない。

ニ 復帰移転に対する補償について。

日本の要綱によれば、使用した土地の返還に伴い、人員又は物件の復帰移転を要する場合にその補償がなされるように規定されているが、琉球の要綱ではこの規定がない。

エ 買収に用する規定。

琉球においては、軍用地は買収による收用の方法は採られていないので、この規定はない。

五 離作料について。

日本の要綱では、離作料は農地を買収する場合、買収価格に当該農地を利用して得られる推定年間農業所得額の四年に六年分と規定してあるが、琉球では五年分と規定してある。

離作料の観念は

農地の収用によつて、農家企業の休止を余儀なくされることによつて生ずる、労働力の失業、生産財又は資本の過剰に対する損失補償として観念されるので、買収の場合だけでなく、使用の場合も離作料の補償がなされるべきである。

転業資金も同様である。

イ その他の損失補償について。

通常受ける損失の補償として日本の場合は、

イ 假住居使用料

ロ 通路、水路の移転費

ハ 祭祠料

ニ 残存財産

ホ 隣接財産

ヘ 測量、調査

第1課長

係長

条約局第三課長

欧米局

第二課長

投取

アミア局長

アミア局第一課長

沖繩代表より会議に關する件

(三一・六・二九)
アミア局第一課

六月二十一日午後三時より外務省會議室に

おこなはれ、関係官庁係官は陳情、爲上京した

沖繩代表四名より事情を聴取した。

会議の要旨は別添り通りである。

外務省

回覧番号
ア一 552

アミア局
31.7.2
局長附

出席者

一 沖繩代表

知念朝丸 (女流院許費)

新垣時義 (市町村長会代表 眞和志市長)

新垣善徳 (女流院許費 民生院幹事)

安里寛十郎 (社大受委託員 田中)

他、在日沖繩人側より神山政良 (沖繩協会の長)

仲吉良光 (前在日沖)

二 日本側

外務省 中川アミア局長、小沢総務参事官、針谷一課長

小林事務官、山田事務官、朝事務官

町内吹米一課長、谷本事務官、斎藤清文一課長

今井事務官、条約司、栗井事務官

外務省

南達 石井可昌 吉田澤島 小林謙吉
支務省 平賀参事官
調達行 土屋参事官 他一名

此等中三可也 唯一の解決は 總取一の二可
然レ、次に南達司官を代表各文を紹介、本題
文は一平を代表し、軍政下の朝鮮のハロー半總領
民の抵抗が旺盛な地問題の解決は到底不可能
ト云ふ。自分等から半總領の東韓を祖國の訛ト云

外務省

抵抗
有る不可
ハロー半總領

ハロー半總領

と云ふ。日本の基本問題の南達司官の外交
的解決する為米ロ下。日本政府の協力も得ず
ハ、日本側の超党派的支持に感謝する。ハ、ハ、ハ
此問題の唯一の解決は、大韓人のハロー半總領に
ハ、ハ、ハ、此問題の唯一の解決は、大韓人のハロー半總領に
ハ、ハ、ハ、此問題の唯一の解決は、大韓人のハロー半總領に
ハ、ハ、ハ、此問題の唯一の解決は、大韓人のハロー半總領に
ハ、ハ、ハ、此問題の唯一の解決は、大韓人のハロー半總領に

外務省

日本関係事務局のこの本問題研究が一層
効果があるかと検討した。

今後、経過をのぞき

外務省

一先ず知念氏より大要左記の如く従来の経過の説明が行
われた

沖縄においては土地の所有権の問題は混乱して、その社会

秩序の回復と先に米軍の所有権の申告を命じて一九

五一年四月一日から個人が土地の所有権を主張しうる

こととなった。米軍は接收地代の支払に付ては契約

外務省

形式をとるべしと主張し、琉球政府と個人が貸貸契

約を締結し、同政府が米側に変更に契約するところの形式

と望んだ。当時契約の条項は日本の民法によること

と、い小地代は明示しなかった。然し契約が行はれんとし

米字の示した

た際、貸貸借料が余りにも低くかつ契約期間も

一九五〇年七月一日より二〇年という長期に亘るため

地主は契約を結ぶこと拒否した。当時米軍の意向は

地代は坪当り年額一八一円五十四日(日本円五、四三円)

であった

米側は対日講和発効の日より改め、契約を締結す

るよう琉球政府を督促するところがあり、政府として

は住民に強要することなく、自由意志に任せ極く少数が

契約した他大部分が入と拒否した

新設の米軍基地

よる米軍基地と琉球政府に供託し供託金の七五

備考一
 行方不明な全部の
 代金が新設されたか
 伊之敷に支払われた
 こと(記録)にあり
 若干故置の代金
 代金は信託を以て
 引上げられたか
 あるいは別当名目
 依然現地の記録に
 存在する必要がある。

ことと出来るとして
 %と受取る一方地代引上げに付ては調停委員会に
 訴願せしめることとした。しつこく立法院は米軍が
 必要とする土地の任意契約には応じざることを收用
 に反対した。故に米軍は適正に算定しんと
 する地代の一括支払の意見をきいて来た。当時
 住民中にも賛成する者もあつたが、考えてみれば一括支
 払は土地を無期限に使用すべし悪性インフレを惹起し

子孫の土地に対する発言権を失ふこととなるの公衆
 に強く反対するに至つた

行政主席以下五名の一九五五年五月渡米し米下院の
 公聴会に於て現地米軍の地代一括支払案を承認させ
 る旨説明した。結果米下院現地事情を視察するため
 プライズ調査団を派遣した。同調査団は昨年十月
 沖縄に三日内滞りし公聴会を用いて住民の意見を聞

然。沖縄住入としては、永が米側に住入の意向
 が反映したと思ふたか予期に及し地代の一括支払と骨子
 としたプライス勧告の発表となつたか住入の感情は
 度爆発し、琉球政府^{要路者}は四原則の完備^徹のため総竹
 職の覚悟が本問題にのぞんでゐる。

外務省

ニ次いで知念代表は次の如く質問を發した。

「……で日本政府にお質ねしたものは、平和条約三条下段

について米国の権利は米軍が現在沖縄でやゝてゐるように行

為し適法とするものか、どうか米軍が沖縄住民を苦しめて

まど軍事優先方式をとつてゐるのに対して、日本は潜在主

権の効果として、沖縄人の民権擁護はできぬのか、この疑

問は、私達は無期限に米軍に沖縄の使用を許す

外務省

同前。

ことは日本の領土権のためにマイナスと考へるので沖繩の
権利を擁護して貰ふた。法律上結論がでればとすれば
政治上道義上から日本のみならず世界の輿論に訴へ
たい。

三 右に對しアジア局長より平和條約の潜在主權 沖繩
の法的地位等の法律論については 政務府部内でも一季
前から研究してゐるがよた結論が出てゐない。次回(来週)

外務省

火曜(オニ回會議)にこの法律論については説明する
こととする。これに對し安里氏より沖繩問題がテリテ
イトのことは承知してゐるが米國は無期限に沖繩を支配
してゐて平和條約オニ條で規定する原則と例外が顛倒
してゐると述べたのでアジア局長から政府は米側に対し
法律解釈に影響されず 實際の問題として交渉してゐる權
利義務の問題ではなくても外交交渉は行われると答へた。

外務省

四、平賀法務省参事官より収用状況について質問
かあつたのに対し、安里議員より現在収用されている軍
用地は、四万二千四百^坪エーカーで、これはすべて民有地であ
るか、新規収用予定、三万エーカーで内、一万二千エーカー
は民有地であり、残余は北部の国有地であると述べた。
石井南連局長より、国有林の収用のため、~~山林権~~入会
権等の損失について日本国内において補償しているかどうか

外務省

の質問に対し、調達庁側から山林に^{依存}して生活しており
一定の条件がそなえれば補償されることになっている。沖縄の
場合は話を聞くこと禁止はして、ないが、実質的に出入米
のことで内地の場合と違って補償は困難であらうと答えた。
これに関連し、沖縄側から新しく収用を予定されているのは、^日
県有地の山林であるから米軍は^必ず収用できると主張してい
るか、住民側は入会権があると対抗していると述べた。

外務省

其地より徴収する物分

次で法務省平賀参事官から日本では国有地と私有地

については區別がある旨指摘し、また調達庁土屋参事

官より日本では~~国有~~国有地は私有地と同じ方式で接收する述べ

たので外務省に於て私有地の地位について国際法上面

から研究すべきことと述べた。

○

外務省

五、新里民より米軍は地代決定に当り勸業

銀行員を招致し、土地を等級別に評価し地

代は地価の六割とした。収用土地の登記価

格は一境一千円以内であるが、住民側では九境

九千万円と算定している。例之は、さつまい芋

二〇年を算出する一等地の市価九四一円五〇銭

のみが軍側では当初三月六、七と評価し、次

外務省

いで八月五日に裁定してゐるのに対し、地主
 は一五円と要望してゐる。プラム報告のい
 う通り生産額は等しい地代もよほど要求してゐない
 但し、沖繩の特殊事情により、地代計算に
 多額の全面的出カ効を引く款には行かず、日本
 の調達方式とは若干異なりと説明した。
 六、半警務事なる土地を失つた地主の生活

外務省

沖繩に南すう管内に於し、安里氏軍産
 係、日雇軍材々類多々職業に従事してゐる
 加、軍産一月土地を借上げらしてゐる農民
 凡他人の土地を十月以上して耕作してゐる例
 もあつて、良好な耕作地でないが、耕作耕作者は
 荒蕪地を苦心して高い地代を払つて耕して
 いる。と答へ、まゝ

外務省

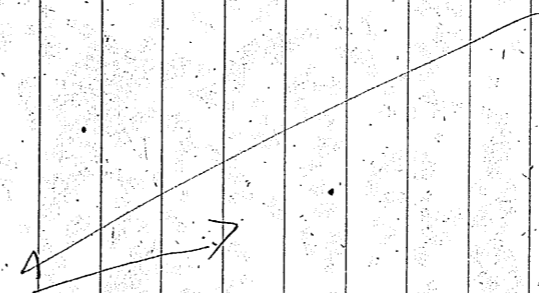
下、一九五五年二月の土地賃借契約口数は
十二万九千五九三件であり、そのうち新領済
地のものは、一〇一、九千一三三件である。
ア、ア、ア局長より、移住の問題に關し、領
内しために対し、安里氏より、「フラインス報告
では八重山諸島とあけていたが、その実情に
關し、代表例として八重山は元來は、牧畜が

主業であったので、牧場をつぶすことになつて
沖縄経済にかえつてまいナスであり、西表島
は、山地では耕作地は少く、南原しても知らな
いところである。現在不要な土地は耕作放棄な
いか、地を耕作放棄を考へて売らない。こう
いふ報告では、沖縄も農業から工業に転換
させるというところか、それは不可能である。

新に一万二千エーカーの土地を夫々の農民を
収用出来る^{代替地}半分の力はない。内南洋の
移民も米側意向で在米の望みなく、ボリ
ビアは百數十移民したに過ぎない。と答えた。
ハ、針石アニア局才一課長より、地代算定に
際し、~~際~~自給力の増除如何について
再考傾向したみに對し、代表団側より、自

自給力の増除は、実情に依るようであるか
神鏡に於いては農業以外に殆んどは農業
なく、住民は土地で生計する道しか知らない
という特殊な條件があるもので適当に斟酌を
加えている。~~概~~兼て内地のようには簡単ではな
く、終戦後土地を失った地主は十年間で漸
く落付いたか、~~概~~上、新規接收のあり、あれ

土地を夫々の地へは別底収用しきくない
と答えた。



九次安重氏より神繩住民の地代一括払反対の
根拠は神繩住民の土地に対する宗教的觀念あり
と答えており、その宗教は祖先崇拜あり、先祖
伝来の地と失うことは子孫に済まされ、怒りとい
ふのは、こゝろ内地の人には想像がたし、慣習と尊重
して貰いたい。土地は狭く、代替地は多く土地に対して
は金に代えられないと、觀念を持つてゐる。

沖縄人の祖も愛は土地と結がっつており一措借上が
は何時土地の^要譲渡^かと^かい期待は持てゐないし不にイリ
イニフレか起リ、沖縄を済全作の混乱下と特に強
調した

最後
十、其其次回令令と七月三日に崩潰すること決定し
當日政府側より法律問題の説明を行い、沖縄
側よりプレス報告及取資料を提示することとなった。

その沖縄代表が持参せる土地関係資料は南軍
にのみ複製することとなった。

A'3.0.0.7-1-2

LAND ADVISORY BOARD
RYUKYUS COMMAND

SUBJECT: Land Acquisition

26 September 1953

TO: Deputy Governor
USCAR
APO 331

昭和三十一年九月二十六日
琉球政府
内務部
第一課
長官
宛
土地取得に関する件
ヨリ

With respect to the acquisition of land in Okinawa, it is requested that the Deputy Governor give utmost consideration to the following matters:

- a. Only land needed by the United States for short term temporary use should be rented. To rent all land does not adequately compensate the land owner and does not provide him money to acquire new land. Other land should be paid for in full. Title to the land should rest with GRI who will guarantee use to the United States for as long as desired or title rest with the United States and upon departure rest with GRI. It is pointed out that individual must be fairly compensated so that he can rehabilitate himself.
- b. Individuals to be resettled in Yaeyama should be offered an option of three times as much land as they have given up to the United States. He is paid for improvements lost as a result of the displacement but he should receive a \$200 resettlement fee to pay for expenses involved. The Government of the Ryukyu Islands should contribute available public land and the United States should furnish transportation and support the island (Yaeyama) development with two million dollars in public works such as construction for roads, schools, hospitals and water facilities.
- c. Families resettled in Okinawa should be given a \$100 movement fee to pay for expenses incidental to the move.
- d. Rentals should be paid in advance. The land owner who has owned his land for generations cannot understand why he is put off his land and received no money until the end of the year. By the time he receives the money, his antipathy to the United States is concrete.
- e. Provide GRI with money to pay land owners who have lost land to make public highways into larger military highways. GRI has made the land available to the military but has no money to compensate the land owner.
- f. Land taken by the United States should be paid for in full at the time of taking, not at some later date.

HAJIME IREI
Chairman
Land Advisory Board

依頼者	持参者	タテマシ	タヒスト	注
鈴木	梅見	高橋	高橋	
3/25	3/27	3/27	3/27	6/11

AP117

GUAM (430)

BY SPENCER DAVIS

WASHINGTON, JAN. 3 (AP)—REPRESENTATION OF THE PEOPLES OF GUAM, AMERICAN SAMOA AND THE PACIFIC TRUST TERRITORY IN THE U. S. CONGRESS AND CONSOLIDATION OF THEIR RESPECTIVE GOVERNMENTS UNDER A SINGLE HEAD WAS URGED MONDAY BY REPRESENTATIVE A. L. MILLER, NEBRASKA REPUBLICAN.

THE OUTGOING CHAIRMAN OF THE HOUSE OF REPRESENTATIVES INTERIOR AND INSULAR AFFAIRS COMMITTEE WHO RETURNED FROM A SURVEY OF THE WESTERN PACIFIC AREA LAST MONTH, ALSO DECLARED THAT THE FORMER JAPANESE MANDATED ISLANDS "MUST BE LOOKED UPON AS THE OUTER BASTION OF OUR DEFENSES."

"IF WE MOVED OUT, I AM CONVINCED THAT RUSSIA OR COMMUNIST CHINA EVENTUALLY WOULD MOVE IN," HE SAID IN AN INTERVIEW. "WE MUST NEVER LET THOSE ISLANDS BE FORTIFIED BY SOME ONE ELSE, LIKE THE JAPANESE."

HE SAID THE FIVE MILLION DOLLARS EXPENDED ANNUALLY ON THE TRUST TERRITORY SHOULD BE LOOKED UPON AS AN INSURANCE PREMIUM FOR THE UNITED STATES.

MILLER, WHO IS TURNING OVER CHAIRMANSHIP OF THE COMMITTEE TO CLAIR ENGLE, CALIFORNIA DEMOCRAT, AT A COMMITTEE MEETING TUESDAY, SAID A REPORT OF A SUBCOMMITTEE INVESTIGATION CONDUCTED BY HIMSELF AND REPRESENTATIVE WAYNE N. ASPINALL, COLORADO DEMOCRAT, WILL BE COMPLETED IN ABOUT TWO WEEKS.

MILLER SAID HE IS RECOMMENDING THAT GUAM, AMERICAN SAMOA AND THE TRUST TERRITORY HAVE REPRESENTATION IN CONGRESS THROUGH A SINGLE RESIDENT COMMISSIONER.

THE FOREIGN SERVICE
OF THE
UNITED STATES OF AMERICA

American Embassy,
Tokyo, Japan,
July 19, 1955

Dear Mr. Onishi:

The Embassy has been asked to transmit to you the enclosed letter from The Honorable Walter S. Robertson, Assistant Secretary of State.

Sincerely,

John W. Simms
Second Secretary of Embassy

Enclosure:

Letter from Mr. Robertson, dated July 13, 1955.

Mr. Kozo Onishi,
President,
Japan Federation of Bar Associations,
1, 1-chome, Kasumigaseki,
Chiyoda-ku, Tokyo.

DEPARTMENT OF STATE
WASHINGTON

In reply refer to
FE

July 13, 1955

Dear Mr. Onishi:

I have received copies of the "Report of Investigation concerning Problems of Human Rights of the Okinawan People," which were enclosed in your letters of June 10, 1955 to the President and the Secretary of State respectively.

As the report points out, the United States administers the Ryukyu Islands pursuant to Article 3 of the Treaty of Peace with Japan. In the interest of the cooperative efforts of the free world to maintain international peace and security in the Far East, the United States will continue to exercise its present powers and rights so long as conditions of threat and tension exist in the Far East.

The United States has on many occasions stated its determination to do all in its power to improve the welfare and well-being of the inhabitants of the Ryukyu Islands. The United States is devoting efforts particularly to the question of use of land in the Ryukyus on the part of United States agencies. A delegation from the Ryukyus recently visited Washington and presented its views on the land question to the Armed Services Committee of the House of Representatives, United States Congress, which recommended sending a subcommittee to Okinawa in the fall of 1955 to investigate the problem and propose a solution.

The report

Mr. Kozo Onishi,
President, Japan Federation
of Bar Associations,
1, 1-chome, Kasumigaseki,
Chiyoda-ku,
Tokyo, Japan.

The report of the Japan Federation of Bar Association is being studied by the appropriate agencies of the United States Government. I can assure you that the United States intends to exercise its responsibilities under Article 3 of the Peace Treaty in such a way as to promote the best interests both of the Ryukyuan people and of the peoples of the free nations of the world.

Sincerely yours,

Walter S. Robertson
Assistant Secretary

DEPARTMENT OF THE ARMY
OFFICE OF THE ASSISTANT SECRETARY
WASHINGTON 25, D. C.

IN REPLY REFER TO:

27 July 1955

Mr. Kozo Onishi
Japan Federation of Bar Association
1, 1-chome, Kasumigaseki, Chiyoda-ku,
Tokyo, Japan.

Dear Mr. Onishi:

Your letter of 10 June addressed to Mr. Wilson, the Secretary of Defense, which forwarded a copy of a report by your Civil Liberties Committee, has been received.

As you know, and as mentioned in your report, the United States is responsible for the administration of the Ryukyu Islands pursuant to Article 3 of the Japanese Peace Treaty. So long as conditions of threat and tension exist in the Far East and in the interest of the cooperative effort of the free world, the United States will continue to exercise its present powers and rights.

We are determined to persist in our efforts to improve to welfare and the well-being of the Ryukyuan people, and we are particularly interested in the question of the use of land by U.S. Agencies. A delegation from the Ryukyus was recently in Washington and presented their views on the land question to the Armed Services Committee of the House of Representatives. The Committee was very interested in the problem and has recommended that a sub-committee go to Okinawa this fall to investigate and propose a solution.

Since furtherance of the best interests of the Ryukyuan people is a continuing responsibility of the United States, the views of your group in this regard were appreciated.

Sincerely yours,

George H. Roderick
Assistant Secretary of the Army (CMA)

COPY

Morning Star
16 June '56

RYUKYUS OFFICIALS VOW MASS RESIGNATION

GROUP TO QUIT IF MOORE DENIES PLEA ON LAND

Okinawa's elected and appointed officials last night vowed to resort to mass resignations if their demands for the reconsideration of the "four principles" concerning land acquisition are denied today by Lt. Gen. James E. Moore, deputy governor.

At four separate meetings the elected and appointed officials of Okinawa last night decided to prepare their resignations for submission. Participants in the four meetings were the shi-cho-son mayors, members of the military land owners federation, members of the executive branch of the Government of the Ryukyus and the legislators.

Those who have vowed to resign would include 53 mayors, 29 legislators, nine GRI department heads as well as Kotaro Kamimura, deputy chief executive and Shuhei Higa, chief executive.

Just to whom the government submits its resignation when it resigns in mass was not immediately clear but the general feeling was that the resignations would be tendered to Gen. Moore.

The military land owners federation has no government status, thus its members have nothing from which to resign. The nine GRI department chiefs are political appointees whose departments include the departments of finance, interior, social welfare, legal, economics, education, police and labor.

The four principles which the office holders seek to enforce through their resignations are demands that there be no lumpsum payment for land acquired here by the military, that military requisitioning of land cease immediately, that the military pay for all damages to areas it uses and that the rental of lands used by the military be increased.

The four principles were presented to members of the Price committee which conducted a fact finding survey on Okinawa in connection with land problems and were presented again before a congressional committee in Washington by delegates from the GRI and the land owners association.

As a result an entirely new conception of payment for land which is used by the military was instituted. Rented land is now paid for on the basis of its productivity.

In a late release from USCAR last night it was revealed that effective July 1 land rentals would be tripled and would total \$3 million a year.

The release pointed out that the new rental rates were "consistent with the principles established in the recent report of the armed services committee of the US congress concerning the land situation in the Ryukyus."

Representatives of the four power group which met last night to plan mass resignations attempted to meet with Gen. Moore yesterday but the deputy governor was on an inspection trip in northern Okinawa. The group refused to present its request to Brig. Gen. Vonna F. Burger, civil administrator.

At a late hour last night a spokesman from Gen. Moore's office said that the general had received no official word from the group and that he could make no decision until he received the full draft of the Price committee report from Washington.

During a press conference yesterday Gen. Burger made similar statements.

Burger said that he learned of threatened mass resignations through the newspapers and added that he would caution any present office holder to wait until the Price committee report is received locally so that he will know what it is he is resigning over.

The general also had a word of advice for the "mathematicians" who are "dividing \$24 million into a lot of odd figures."

The general referred to a \$24 million appropriation by congress for the purpose of acquiring land on Okinawa for military bases and for the payment for land which had already been acquired. Under the new method of payment, the general pointed out, it is unlikely that the \$24 million will be sufficient for full payment.

Asked what effect the dumping of \$24 million into the Okinawan economy would be, the general was reflective.

"It all depends whether this money goes into pachinko parlors and tea houses or whether it goes into stocks, bonds, new businesses and improved farms. We're hoping that the bicycle tracks won't get all of it."

COPY

Morning Star
16 June '56

GO AHEAD AND RESIGN

The duty of any responsible government is to govern.

Governments which resign from their posts in fits of pique demonstrate their basic unfitness to have ever held positions of responsibility.

A delegation from the Government of the Ryukyus is scheduled to call upon Lt. Gen. James E. Moore this morning to present their "demands." If the demands aren't met, they imply, they will resign en masse. If that is the caliber of their leadership, Okinawa is better off without their dubious services.

Throughout the entire negotiations over the land issues here, the spokesmen for the Okinawans have been completely inflexible.

The Okinawans presented their "four principles" to the United States and with assurance born of ignorance have since waited for the US to bow to their demands.

Representatives of the United States have flown to Okinawa for on the spot investigations and have done everything short of compromising the strength of the military installation here to cooperate with the Okinawans.

The Okinawans have been somewhat less cooperative.

They have taken all the benefits which the US has been able to offer until the average Okinawan now enjoys a higher standard of living than any time within memory. They have acquired new skills and new prestige. They have acquired the trappings of democracy but not the true sense because they somehow feel that democracy gives a small, inflexible group the power to direct the majority.

If the Okinawan legislature wants to quit because it can't order the United States to do something that is against the best interests of the free world, then it should be allowed to quit. Ten years has been a short time in which to condition a nation to democracy and some of the legislators have been poor pupils in the school of democracy.

If the present government were to go out of business, the whole affair wouldn't be a total loss. We always could use the GRI building for a pachinko parlor or the Headquarters for a bigger and

better bicycle racing track, enterprises which GRI seem to prefer above the friendship of a nation which has encouraged, supported and fed Okinawans as no other nation would.

COPY

Morning Star
12 June '56

HOW ABOUT HUMAN RIGHTS ON SAKHALIN?

The latest boat load of Japanese repatriates from the Russian held Sakhalin should give Japan's every busy committees on "human rights" something new to worry about. That is, if they are genuinely interested in human rights.

Repatriates from this area which is now under Russian domination report that workers are jailed for "slow down" tactics and that most of the Japanese who are still held there live at a bare subsistence level while being denied the right to return to their homeland.

What better set of circumstances than this could any human rights group want? However, these circumstances are likely to go unnoticed by Japan's protectors of civil rights.

The reason is apparent. Many of Japan's professional protectors of human rights are less interested in human rights than they are in finding fault with the United States.

Their motives are clear. A subway in Moscow becomes a glorious monument to the working man while a subway in New York is a dirty capitalistic device for enslaving the masses.

By the same thinking, when the US operates a military base on Okinawa it violates the human rights of the Okinawans but when the Russians take over Japanese territory and jail the residents, they are simply friendly protectors who draw nothing but admiration from the vociferous clique which has been so ready to find fault with the Americans.

How about protecting the human rights of the Japanese on Sakhalin? Anyone want to start a petition?

アジヤ局長

アジヤ局長

アジヤ局長

アジヤ局長 31.7.3 局長附

アジヤ總務參事官

條約局長

條約局第三課長

沖繩代表との会談に因る件

(三二七・三)
アジヤ局第一課

欧米局

第一課長

第二課長

本件が二回会談は七月三日午後一時半より

外務省五三三号室で開催されるから知らせ

情報文化局

第一課長

了。

外務省

アジヤ局長

第一課長

了。

アジヤ局長 31.7.10 局長附

アジヤ總務參事官

欧米局

第一課長

第二課長

條約局長

第三課長

沖繩代表との三回会談

一日時場所 昭和三十一年七月十日(土) 午前一時半—二時

外務省

出席者

沖繩側

新里代表は欠席
及心 在日沖繩代表との仲告(元首里市長)

日本側

外務省

アジヤ局長 外務省 第三課長

アジヤ局長 外務省 第三課長

秘

アジヤ局長 31.7.11 局長附

アジヤ局長 31.7.11 局長附

外務省

思ひます。ノイマントの解決の目的は未だ議論が
 ない。故に該法廷の意見は未だ不明。非分が
 アメリカ大使館前口説かれた。ニモア該法所有
 者のマンニクスが分岐を勿論命ぜられた。田中
 正武の顧問である日本の法廷の意見は未だ不明
 である。今回の使用は不可解である。
 エンタインミー参謀次長がマンニクスとシンの間に
 交渉が成り、該法廷の意見は未だ不明である。

外務省

(中) 故に該法廷の意見は未だ不明である。田中
 正武の顧問である日本の法廷の意見は未だ不明
 である。今回の使用は不可解である。
 エンタインミー参謀次長がマンニクスとシンの間に
 交渉が成り、該法廷の意見は未だ不明である。
 故に該法廷の意見は未だ不明。非分が
 アメリカ大使館前口説かれた。ニモア該法所有
 者のマンニクスが分岐を勿論命ぜられた。田中
 正武の顧問である日本の法廷の意見は未だ不明
 である。今回の使用は不可解である。
 エンタインミー参謀次長がマンニクスとシンの間に
 交渉が成り、該法廷の意見は未だ不明である。

外務省

此の材料は炭素から成る。炭素はCで表し
炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。
炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。
炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。

(炭素) 炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。
炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。
炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。

(炭素) 炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。
炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。
炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。

外務省

(炭素) 炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。
炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。
炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。

(炭素) 炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。
炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。
炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。

(炭素) 炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。
炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。
炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。

(炭素) 炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。
炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。
炭素はCで表す。炭素はCで表す。炭素はCで表す。

外務省

世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」

外務省

世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」
 世に「シ」の「シ」は「シ」の「シ」

外務省

その他の補償については具体的事実ある
 場合考へるしいうのである。要するに
 フライズ勸告は一年に亘る研究の結果が
 沖縄問題解決の冒険みである旨強調して
 いたが、具体策はまた固まつていないよ
 うで、^{下の}ポラリス報告のゆく内でも我々
 の抵抗はよるある程度阻止し得る。

(局長) 大体云々度々は皆云々たわリか
 (守里) 大体さうだが、向う側の話にも其の後疑問が生じている
 か、又会い度い
 (局長) し司令官には直接連絡しては、其の後アメリカ大使館
 員に連絡したところ、フライズ勸告は大きな枠で具体化は
 今後の問題である。急いで結論を出すのは避け度く、現地の人
 とも相談した、と、いっておき、一松松等の問題についてはある

程度再検討し、強行しないよう印象をうけた。
 (軍曹)一括払いを認めるとは無期限使用を供与するに
 なる。鳩山総理は終極の目的は沖縄の復帰だといわれた
 がもし日本が沖縄の返還を貫くとするなら一括払いをさ
 れると将来交渉上不利になる。又沖縄人にとっても無
 期限使用となると希望がもたなくなり心理的に日本とのつら
 かりが薄くなることは否めない。子弟の教育上も面白くない。

とうしても無期限という観念を阻止して沖縄の人達に希望
 を持たせたい。
 (局長) 司令官が何か持ってきたか、われくとして知らずか
 ったか、向う側では日本側からどんな希望がでてくるのかと
 いうのが司令官の考え方はどうか、何へんも会われた方が
 よいよと思われる。アメリカ大使館側は沖縄人の土地愛着
 を知っているとか可成り理解ある態度を示しては。

(本報) 外務大臣はし司令官と何時頃会われるか 我々は片
 島前も一度重光外務大臣に会っておきたい。
 (局長) 来週でも会われると思ふ。大臣は当然のことながら沖縄
 問題には非常に熱心である。米國が一番気にしているのは左
 翼運動である。
 (本報) 妙な情報であるが、アメリカ側には住民との摩擦を避けるとい
 うことを正面の理由として、兵隊の五時以後の外出禁止をとりよと

いつて、さか、アメリカのやり方は表面上はなかく立派なことを
 いう一方で、その裏は経済上の圧迫をする為で、沖縄経済は
 全くアメリカに依存しており、基地依存経済であるので、サーブイス
 業者は手ぐすくをあげる。住民との摩擦を避けるとか、衛生上
 の為と正面の理由として合法的に首をしめてくる。その他、油はど
 も米軍の管轄一本で供給が止り、自動車の運行は止る。
 アメリカに依存せざるを得ないようにはしており、沖縄経済はまは

板の上の魚のようだしのである。これに日本本土も経済と密接に
 結び付いていれば問題はずいぶん難い。全然アメリカに依存して
 いるので簡単に圧迫されてしまう。命を何うに預けているようにな
 らうか
 (局長) 沖縄の産業を興す場合日本とのつながりをつける可能
 性がある。この点は十分考えた方がいいのである。

(安里) アメリカの^対沖縄政策は沖縄人も飢え
 させず、と云って満腹させずアメリカにのみ
 依存させようとしている。沖縄は日本と
 の経済上のつながりかたは限り或互た
 ない。通貨、日本との~~やりかた~~交換
 利率は三対一だが、^{大体}経済情勢は同じ
 であり、経済的に沖縄をのばす考はア

アメリカに在る(一)下(一) 水産業について
 沖繩は本土に持って(一)けないので近海漁
 業場に土産する(一)けで、採取後の加工
 も不能である。地下資源についても資
 本の関係で南米土産な(一)たり(一)して(一)る。
 行政が日本に返還される以前でも
 教育、経済上の繋りが必要で、何と(一)か(一)打(一)つ

手(一)ある(一)ので(一)ない(一)か。
 プラトス勸告にあるアメリカによる學
 校建築はアメリカが自発的にやったこ
 とではない。又アメリカ評議会を通過
 した沖繩費は二三五万ドルである(一)と(一)言(一)う(一)か
 (一)この内訳は民族行政費一三二万ドル、人
 事交流費二〇万ドルである(一)沖繩のためには

約七五万トに(九千万B円)のみ支出した
 に過ぎない。見返資産は(一億六千万円)
 アメリカの負担がない。更に現地の労働者
 に対する労務費銀も日本の半分である
 針石 今回のアメリカ大蔵館の比嘉主
 席宛親書は如何に考えらるるか、
 (安里) 表達の手がかりは如何に考え

外務省

ておらうか、が尋ねたいと田中が、
 希望の原則を云々は、大蔵館に最近の
 判定が残さかっているか、今回の国防有
 の意見に対し、今後大蔵館が更に高
 い見地から修正又は拒否して貰えぬか
 と言うワラをつかむという気持でい
 従来儀礼的なマシーはあったか、こ

外務省

中ノ段以内段で大段傾からトッセル
かあったのは想らく初めていある。

南庄局長) 新地接收予定地面積三万九千

エーカーの内訳は民有地一萬三千エーカー

他は口有地二万七千エーカーであるのか

安達) (一)の奥末ははっきりしない

二はは、フリス調査団の刊前指示の

当該は口有地は含まれないとあり、
一萬三千エーカーは民有地のみである。

口有地については現在民間社外口財産

管理課が管理している。

安達) 現在接收せる土地についてアメリカ

側の使用方法は如何、外部から見ると

と聞えるか。

(吉田) 十分云々と接收しているが、
 福七以って使用させているように見受けら
 れる。

(安重) 安重條約は沖繩に適用されるもの
 とは思はないが、沖繩を日本防衛の一基地
 として日本の監督責任の防衛の下におく
 ため日米は協定を結び日米両国が一体

となつて沖繩を防衛したらどうか
 飛躍した考えである。日本政府は沖繩が
 ら米軍に帰つて貰つて後は安重條約
 の以協定をやつてくがなにか、基地の土
 地接收問題は常にアメリカ側と沖繩人
 との間には紛糾が生じているのでその紛
 糾を避ける為にも日本政府は沖繩住民

に就つてその問題も処理し得る方向に持
つていつたか、アメリカ側にとつても有
利とも考えられぬし、子供の平治等に対し
親か出て来たというので、沖縄の看護も
安心するのみで、この際、日本政府は、この事も
考慮に入れて交渉し、貰いたい。特に外
務大臣に対しては、アメリカ側に言柄をも

らゆかないように、また、目前のトラウマを解
決するし、このようになしとせず、沖縄問題
を高い立場にたつてみるうに古願いし
たい。

アジア總務長官

條約局長

第三課長

歐米局

第一課長

第二課長

情報文化局

第一課長

アジア局長

第一課長

沖繩代表との会談に関する件

三十一ノ

アジア局第一課

本件亦三回会談は十月十日(土)午後一時半迄

外務省四一ノ号室に開催致しますから仰知ら

せらる。

外務省

アジア局長

アジア局第一課長

改米一課長

一課長

條約局長

条約局第三課長

極秘

昭和三十一年十一月三日

一時三十分—三時

外務省会議室

出席者

沖繩側

安里新里 知念翁長、各代表及在京沖繩人

代表トーン仲吉、首里市長

外務省

中川アジア局長、小沢総務参事官、針谷アジア一課長

中三課長、中三課長、中三課長、中三課長

外務省

回覧番号 596

アジア局 31.7.5 局長附

青藤博士一課長 佐々木待各課係員
法務省

井口田参事官(民事司)

南大陣路事務司

石井司官 吉田、小林西課長

調達方

鈴木不動産部次長

三、議事概要

中ニアミヤ司官等より十一回会議、際問題と爲

下ニ其ノシテ別紙、舞ノ口頭説明ノ後、本回

答ニハ、是ハ曖昧ナク、亦ナリ、由、不滿意トシ、ト答セ

られ、ガ、日本政府側、今取敢、申上、デ、シ、キ、

ニ、セ、リ、テ、ク、ニ、ン、米、側、ノ、并、衝、ク、ニ、ン、ニ、テ、

司令官、ヲ、歸、任、す、。此、待、ヲ、モ、タ、シ、。又、米、并、衝、ク、ニ、ン、ニ、

余、ソ、田、陣、路、ノ、シ、キ、ノ、ク、ノ、カ、ノ、ハ、ノ、ハ、ノ、意、向、ニ、

ハ、ン、具、体、制、ノ、細、部、ヲ、検、討、す、。シ、ン、ニ、ン、ノ、シ、ン、ノ、カ、

次、ニ、ハ、。母、可、カ、ノ、シ、キ、ハ、。然、レ、モ、。由、本、國、又、ハ、。并、衝、ク、ニ、ン、ノ、シ、ン、ノ、カ、

この二條の條に於て平和條約発効後、この條成事與
 を如何の命運に於て如何の處に之を來す。最初は未だ
 下りたは自由國國政のたゞとせしめんとす。然れ
 ば福祉の防衛のたゞとせしめんとす。この際
 は米國國政のたゞとせしめんとす。總て此の自由國
 政のたゞとせしめんとす。此の條約のたゞとせしめ
 ること。平和條約の平和條約の後段に於て

外務省

研究資料
(第10)

二條の條に於て平和條約発効後、この條成事與
 を如何の命運に於て如何の處に之を來す。最初は未だ
 下りたは自由國國政のたゞとせしめんとす。然れ
 ば福祉の防衛のたゞとせしめんとす。この際
 は米國國政のたゞとせしめんとす。總て此の自由國
 政のたゞとせしめんとす。此の條約のたゞとせしめ
 ること。平和條約の平和條約の後段に於て

外務省

新近
ア二

知念 アメリカ政府が日本に所有する土地はありか。

在日米領固有地について

ア局長 調査しお答えする。

知念 フランス勸告の中フクリタクトン (THE TITHE

の意味について沖繩では絶対所有権と誤

されてゐる。

先般 当方の質問に対しストリ (極東軍) 参謀

次長は absolute ownership を意味するが、今回は

外務省

10

処分したり、他の借借する意思はなく、受

用権のみを得ようといふのだし云々いふ。

同次長はフクリタクトンの意味については現地

に聞て 心 欲しいと述べた。絶対所有権は

云々から單に使用権と云々いふので、この英

注意ありたく、使用権のみは限定しもうたい。

又、無期限の借借権は結局所有権侵害也

外務省

11

研究題目
米側

なるかではないか。

局長

フタタリ (THE TITLE) の意義的研究

中であり、米側にも照会しなさい

(安里) 無期限使用との永代借地権は物权的権

利であり、所有権と同称となる。 absolute ownership

だければ使用権だけにする。強制はしない。

地主が米側から収用しない。とも云える。

外務省

研究題目
米側

南連局長

土地収用命令をみるに使用権はけを考へ

る。米側、アメリカ側布告等原文を送る

頂き度い。

(安里)

三條の規定による信託統治は権利のみ

ではなく、信託統治を提案する義務も

伴うか。信託統治の提案も

しなくは権利の使用となる。日本側から

外務省

日米の対し何時提案するかの点に就く。才
 三條は元来不完結のものがあつたから、米を以
 て完結せしめたく土地問題も、ふく観美から
 して行きたる。

局長 平井 平井条約三條の解釈は研究の上申し上げ
 知念 奄美大島返還の時は、謂印国に於ける解
 説を推し進めたい。

局長 日本と米国の間を取極りたが、謂印
 国より解をおめなかつた。

安里 米国の立法、司法、行政の三権を有する
 ところ、これは軍事の優先せず、民事の優
 先するを考ふる。更に領土権は日本のもので
 あらうが、沖縄に軍事基地を作るには日本
 との間で明確な条約を結ぶべきものも考ふる

昭和四年
三月

16

局長

3. アメリカは沖繩も日本に返すその上で行
 政協定の基づいて借地すればよいではないか。
 平和条約三条がけの解釈は出て来ない。若
 託統治にせざる軍事基地をおめりならぬ米
 国は日本との間に何らかの条約を締結せね
 ばならぬ。

外務省

17

三条成立の経緯を考えてみなければならぬが
 当時の潜在権を認めざるの精一杯が
 あつたと思う。

外務省

知念

平和條約三条による日本はどのような状態になるか
かを予想して見たか

司長

当時米側に対し対日平和條約に對し要望(甲)申
入小としていたが志田首相は日本が潜在主権を認めよう
せることに勢一杯あり従って潜在主権の内容は
日本の領土に属するものに對する主権は十分研究した。唯、
これは当時米側が予想したところからいふことである。

安里

日本は三条件に對して何等かありか、りがあるなら

それと基礎として三条を改訂せよと考
える

司長

目的は同じでも法律、条約論は行くより
寧ろ政治論を持ちかけた方が効果があると思
える

安里

松達としては公に日本が法律論が文句か、之を
ソとなる日本のため不利と考へる

(翁長) 申し入小く論拠如何

(下田) 四原則の母貫徹と云うても具体的に交渉した

方がやり易いし何うも底は易いと思ふ。

(安里) アメリカのやり方を見ると一ツのトラブルを十分に

解決しおかせることと云ふ理由として次ぎトラブル

の場合に採用してゐる。例之は奄美大島を返す

た時ダレスは沖縄は尚保持すると云つたが

永とプライス勧告におよび沖縄保持の理由の

一つとして取り上げられる。うっかりするとアメリカの

手にする。永代借地権は合法だと云ふと直ぐアメ

リカはその永と採用してしまふ。

(翁長) 沖縄自作と返して貰ひ度と云ふ根拠を要請

は志小ていふ

以上のような発言のある後次回会議は四月七日

午後一時半外務省におき用儀するに決

し



那第四五二号

昭和三十一年七月六日

那覇日本政府南方連絡事務局 所長

南方連絡事務局 局長 殿

軍用地問題の動き (10)

七月三日

○ 近世群島では去る三十日から二日迄にわたって各町村別に夫々
 プライス勧告阻止の住民大会が開催されたと報じて来た

○ 宮古島高等学校では二日午後二時から校庭で生徒大会を開き
 四原則貫徹の為立ち上るべく決議した

○ 立法院は午後四時開会の本会議で明日東京で開かれる国民
 大会に沖縄軍用地問題に対する祖国八千万同胞の熱意に対し

総 理 府

深く感謝し四原則貫徹に全国民の御協力を期待すと打電すことと決定
 ○ 本日傳えられたワシントン電「民政長官は一橋私を実行する」という米
 国政府の方針を確認したとの言明」に対し本儀立法院議長は愈
 愈最後の段階に近づいて来た一橋私に就ては米側の譲歩を期待
 してゐると、神村副議長は「最終限度の今日迄の我々の要求は飽くま
 でも続ける、一橋私に拒否された場合当初に決意した総辞
 職は実行しなければならぬ」と

○ 五者協議会が副長官に提出すべき反駁文に関する小委員会
 の最終案の取りまとめができた。明日日の五者協議会に提出する
 とのこと

○ 石川高校生徒大会では午後一時三十分から軍用地問題特別生徒
 大会を開催プライス勧告に対する反対運動を全島並みに本土高
 校生徒に呼びかけることを宣言決議した

○ 首里高等学校では午後三時からプライス勧告反対生徒大会を開

き、プレス入勸告反対四原則坚持の声明文を決議した。

野島高等学校では午後四時生徒会土地問題解決総決起大会を開き、宣言文を決議した。

名護高等学校では午後四時から社会クラブ主催で議長人、民党書記長と招き、軍用地問題四原則、プレス入勸告等について解説講演会を開いた。

米国民政府は米軍接収地二万五千三百五十二カ所の借地料を三及五倍に引き上げると発表、此の発表に該当する土地は全接収地積約半分に当り、ヤブヤブ村にまたがる而して借地料の引き上げは土地接収の日にさかのぼると。

七月四日

五者協議会は午後五時五徳院委員室で開催、プレス入勸告に対する反論(小委員会案)を検討最終的の反論を決定し、米連中項のモーター、副長官と手交することを申し合はせた。

総 理 府

五者協議会は午後八時から本エより派遣記者団との懇談会を、重大決意を実行に移す時期は何時かとの質問に対し、桑江朝孝氏は「レムニア」司令官が四原則を受け入れず一括払い新規接収の遂行命令を発した場合は「と答えた。

比嘉行政主席と本エの記者記者団との共同会見は午後四時過ぎから行われ、主席は「飽くまでも五者協議会の決定を尊重するが、私には私の特権がある、これについては重大決意をした時にのみ譲ると通り、必ずしも協議会の決定通りにいかんかも知れない」と答えた。

右主席談話に就いての反響

桑江土地連合会長「五者総辞職前に行政主席が先づ辞めるという事ではあらず」と

真喜屋法務局長「五者総辞職前に身を引くことに解している」と

与儀立法院議長「辞める時は必ずしも五者と歩調を共にするとの意味ではなく又辞めないうことではなうと思ふ」と
平良社大党書記長「五者協議会の決意を従つて当然辞めるべきである職にとまることは任命権者の意思を強固に強いることとなる」と

神村副至席「いさよふて至席が辞めなうということは考えられなう。要は時期の問題であらう」と

市所村土地委員長比嘉秀登「個人としては五者協議会の決定を得つても今更だ辞めたいだらうが任命なるが故に立場が複雑だ。辞めることが住民にマッナスとなる場合には居残つて事態を收拾する方も知れなう」と

知念高等学校では午後三時雇用池問題特別生徒大会と南き四原則貫徹支持の決議を行つた

七月五日

総 理 府

○五者協議会ではプラインス勧告に対する反論の全文を発表した
○琉球大学学生会は午後三時より臨時大会を開き小プラインス勧告阻むる為本土へ代表派遣の上地を守る住民組織等について協議した。

○琉球政府行政庁では移住資金特別会計法案についで民政府と調整中であつたが本日正式に承認されたので直ぐ立法院へ立法要請をすると

○北山高等学校では午後五時雇用池問題生徒大会を開き五者協議会の態度を支持することを決議した。



那第四号

昭和三十一年七月十日

那霸日本政府南方建設事務所長

南方建設事務局長殿

軍用地の問題の動き(11)

七月六日

○在京の神繩代表団は午後二時三十分、民政長官を訪問し、
四原則に就いて陳情を行つたが、新規接収と一極松の二点では意
見が一致せず解決の糸口が見えなかつたとの安里團長の
談話に対し、現地側では次のように語っている。

午儀立法院議長「米側の方針には変化ないらしい。愈々事態は最
の段階に達したと思ふ。現地軍からいふ式な表明のあるのを待つ所だ。

総 理 府

さりとて、能く度と採り度い

早良社大書記長「長官は、フランス勸告を全面的に支持して解
決の根柢とするとして、これが完全な壁にぶつかったことにな
る。我々は決意を新たにしなければならぬが、それかといふ直ちに
失望を感ずることもなければ、我々が訴えんとする切実さが
未だ通じていないこともあらう。今朝の新聞が入れればまた
打つ手もあるらう。

桑任土地連合会長「我々の要求が察せられないとすれば、まずトコ外
はない。けれども決意通り辞めることだ。

教職員会事務局局長 新里瑞篤「四原則が庄やましく、真誠で
あるとは思つていない。住民能く力を速かに確立し、飽くまで身口
民主黨新里銀三「我々の最低要求が察せられないとすれば、五者
協議会の決意通り辞める道しかない。

社大党大川朝常「残された道は皆辞めて、位戻と共に身うことだ。

補償でその金を与えても四原則がふかたにいられるのであれば我
我は承服しない。

人民党大隈喜三郎「任民の要望をりこぼすことは民主主義の
線にはずれにやうだが、我々は皆さつた通り四原則貫徹の為に戦て行く
民主党憲政調会長「余り重大で早急に考へるべきでない、大統領の書

翰「おありとミツウチー長官の言をそのまゝ信ずるわけは早計であ
らう、未だ主張する余地もあろう最後まで任民が結束して行くべきだ」

○バーデー首席民生官は午後一時三十分からの新聞放送編輯者
との定例会見で、米当局は五者協議会の要望を拒否するとの難
關ワシントン電に対し現地は未だワシントンから五者協議会の要望を
取り扱へないについて何等の指示も受けていないと(2)我々は五者協議
会の反論を得てこれを覆討し回答し度い、当方で回答できない
点は本國上司に提案して回答を求むるの五百七拾万弗の移住資金
の甲二百七拾万弗の使途計画は許可した、残り三百万弗はプライ

総 理 府

又勧告に示されていゝ通り一万二千千の新規接收に伴う移住
資金に使用される(4)使途計画が許されたる二百七拾万弗に對しては
立法院特に社文院側で疑念をもっているようだがワレはプライス力
とて関連すると考へるのは正当の見方ではない、このことは立法院
議長に回答した通りである。

○市長村町会は先々た来島した八巻恩給局長の帰序後の談
話に對して協議、堀山、芦田に続く放言として南支連絡事務
所にその史所についてたいすと共に本工政府が対米折衝方針に影
響を与へたものとしてこれを重視しつ貴院の意を表明した。

○五者協議会は午後五時運用地由題連絡協議会小委員会と
協議会を関係、任民組織として大綱を破れた及び(1)組織の確
定は四原則貫徹に限定(2)実践行動は実践協議会の決定及び承
認を要すとの基本的態度の上た意志決定機関は五者協議会
としその下に守安機司政中事務局と実践協議会を置く)を設ける。

○本主各機關からの激励電報は三日迄に四原則貫徹本部宛一〇六通、市町村長会宛三六通、土地連合会宛一六通、神繩青年連合会宛七三通その他紙大、教職員会、三政党宛等と合わせて三百通を越えりと

○五月廿七日付アイゼンハワー大統領から行政主席比嘉秀平宛の書翰が到着した。本書翰は五月廿二日比嘉主席から送った軍用地問題に対する善処を要望に対するものである。その内容が、フランス勸告の神繩に對して同情的であり建設的である。今後の土地問題の進展は絶えず主席と連絡することを国防省当局に指示している。右に關し比嘉主席は大統領はフランス勸告の文を入手し方については国防省当局の裁慮に委し自らの緊密なる調整とて解決するよう指示すると慎重な態度をとっている。従って今後尚交渉の余地は充分にあると思ふ。今後は国防省当局と具體的折衝の段階に入るに於ては、能くまひも冷静に且つ慎重に對処して行きたいと

総 理 府

七月七日

○比嘉主席は本エより派遣されて来た一部記者団と会見「我々は国防省の現地側代表であるレムランツァー民政長官と直接交渉をするより別の方法はない。重光外相はアリンソン大使を通じて米政府と折衝すると云う。従って米は希望を捨てないで」と

○昨年六月神繩キリスト協会の要請で全米キリスト協議会から派遣された神繩中野のロバート・エボラ博士は、調査団来島を節「キリスト精神に才五脚する建國精神に立ち正義と人道の上から神繩住民を救うべきだ」と証言したのであるから今回のフランス勸告に「事は生徒の問題である米国民の善悪の問題があるとして米国の反省を求めると発言をした

○本議立法院議長は国際懇話でラジオ東京のレムランツァー民政長官の正式発表を待てる(二)主席の初志貫徹には何等の変化もない(三)住民の団結は不動のものである(四)住民組織を早急に樹立する(五)当地米軍

動きには何等の變化もない又何等の意見發表もない等と話し合つた
。知念村総決起大会は午後八時三十分から知念小学校で約三〇〇
人の聴衆の許で開会、民主党宮城、境雄議員、社大党、兼次
一、桑江土地連合会長、菊野連合青年会長等が登壇、
宣言も可成りした。

。神繩公民館連絡協議会は午後三時から開催、用地問題対策
として打ち合はせた結果、用地問題対策協議会への加盟と決定
。名護島青年校は七日軍用地問題に関する生徒大会開催の予定
であったが、事故側から生徒の政治活動として疑問があり、教育法
に反する恐れあり、研究の餘地ありとの申し入れに從つて開催を見合せた
七月八日

。神繩青年連合会でも役員会を開き、プラク勧告反論に就いて理解
を深める為の研究と行ひ、解説的懇請又と印刷各町村青年
会に配布することとした。

総 理 府

。意志教職員組合は午前七時から緊急総会を開き、四原則貫徹
を長期戦に備えるとの宣言決議を行った。

。五ヶ町青年会主催三政黨軍用地問題懇談会は午後八時約二
五〇名の聴衆を集めて開会、町会議員、宮城、松昌、民主党中村、
社大党中野、人民党瀬長、津沢、那等が文々立つて四原則貫徹を
叫んだ。

七月九日

。五ヶ町協議会は午後五時三十分小委員会(牛儀、立法院議長、神村副
主席、宮元、市町村長会長、伊礼、市町村議長会長、桑江土地連合
会長)と開催、住民組織に就いて協議した。

。市町村長会は午後三時役員会を前催、市町村長会は住民組織
野に於ては五ヶ町協議会の一員として意志決定機関にかけり、内
題の解決にあたることとし、全島市町村に土地を守る会を組織
その連合体を市町村長会の中におき、連絡協議会に参加せしめる

土地を守る会の会長には現予町長が就任し、五者総辞取後でもこの会を通じ住民運動に邁進することと申し合せた。
○D.Eから民政府に米の通商によると来る八月三日米軍は流谷村宇屋及び瀨名波の露田地約一万七千八百坪を開放すること。
○神縄文化協会は午後五時会員九〇名が参加集總會を開き四原則に対する協会としての態度を協議、五者協議会の報告趣旨を総会の賛成として宣言するに決した。

総 理 府

五月十五日第三次回金邊に於いて
回答予定

沖繩代表に対する回答案

由米國政府向本邦における土地所有及

使用状況如何

答米國政府は戦前より在米大使館敷

地も永年賃借し、また横浜、神戸、及

長崎の領事館敷地を所有してあり

現在に及んでいゝ。又、地終戦後新に

外務省

外交、領事及の教育活動目的のた

り、満鉄ビル敷地等十数件の土地を

買入れ。なお在日米軍團は行政協定

に基き、現在三四二、三八五二九坪の国有

地及の公私有地を使用している。

因に日本政府は米国においてワシントンに

大使館敷地及のホルンビの総領事館敷

外務省

地七所有

(國有財産)

Table with 10 empty vertical columns.

外務省

中絶大表の付録

昭三十一・イ・ノロ
アニア司本一號



一日時場所 昭三十一年七月二十日 外務省

二参加者

沖繩側 糸原、新里、輪長及心知念田代表

日本側

外務省アニア司長 アニア司本一號 糸原、新里、輪長

南大運送事務所長

大蔵省 国有財産第二課長

三合議要旨

外務省

「共済、リビノ司馬、東洋の石油の盛光大臣の
ソソ大使、華府の石油の谷大使とロビンソン次官補の
中絶問題の解決の交渉の件、米側はプライム報告の
のちの全面的な交渉の件、米側はロビンソン次官補の
軍の側の問題の件、野田氏の認識、米側の交渉の
置を米側の側面に分岐、ト、東洋の石油の
本側は、是等の解決案の件、米側の盛光大臣の

態度を米側に知り、~~本側は~~早急の案を提出す
るべきことを米側に交渉した。
② 次回の時帰島一下新聞が表より、現状は日本の上の情
勢に力を得、在米組織を強化し、~~米側の~~簡便な報告の
ありたい。
③ 知念代表の件、米國が日本側、具体的解決案
提出を望むのは日本政府の中心の代表の件

の意味をいかにせむべし、ハルビン問題の解決は
政府の^{努力}中絶のなきに次第するに問題ありと解する
にハルビン問題の解決も亦程度満足なる解決を
得てニシテハハルビン問題の解決を望む。

④ 再々君命を以て、日外政府にハルビン問題の解決
に米請するに及ばず、ハルビン問題の解決に
ハルビン問題の解決に米請するに及ばず、ハルビン問題の解決に

の由を以てハルビン問題の解決に米請するに及ばず、
ハルビン問題の解決に米請するに及ばず、ハルビン問題の解決に
ハルビン問題の解決に米請するに及ばず、ハルビン問題の解決に
ハルビン問題の解決に米請するに及ばず、ハルビン問題の解決に
ハルビン問題の解決に米請するに及ばず、ハルビン問題の解決に

⑤ 再々君命を以て、日外政府にハルビン問題の解決
に米請するに及ばず、ハルビン問題の解決に

長官の意見は、朝鮮半島の統一を促進し、南進政策の

（参考）

長官は、現状を米国人は、米軍の撤退を望むが、米軍の撤退は、

米軍の撤退を望むが、米軍の撤退は、米軍の撤退を望むが、

米軍の撤退を望むが、米軍の撤退は、米軍の撤退を望むが、

外務省

(六) 安里代表より、米極東軍司令部の移転に關し、質問、
 改米二課長より、新聞発表以外何もなし、極東軍
 司令部は朝鮮半島以後成立したるものにして、
 米以あり安に帰ったともいへる、お際情勢緩和は、本
 政策決定の前提かも知れぬが、本政策は、この二に對する
 政治的プロセスでは、速く大統領選考とは
 關係なしと応答、但し、米に對し日本と研繩の指揮

外務省

系統が別箇に示るはやりにくなる事なきは予実
 有り、又アジア局長より附言、またフィリピン基地と評
 然、
 繩基地は全、別箇に考之、示るよりダレス声明に因
 してはアジア局長より新聞記者の質問に對する
 即答
 への答にて重視する要なしと答之る

(七) 次に大蔵省の府財産第一課長より、所有地、縣有地
 問題に因し、質問したる地代表側より、所有及縣有財

産は米民政府財産管理課により管理し居ること
 戦時中軍の機密保持のための登記を行、所有
 財産については日本政府としては所有を否定して
 もらうことと、特に要望し、なお所有地を接收地代を
 上廻る地代をとり、転貸して居る例、所有土地に對す
 る不法占拠者の予例は、このこと等を述べた

ハ政府調査団派遣の件につき右井局長
より先般の思給局長出張の経緯をみるも
三カ月ぶりに決定し^{おし}早急には実現し得
ざることを強調し代表団の帰国に当り特
に要望する点を述べることとなり代表団
帰国後は在米の沖繩出身者も必要に依り
連絡する案を示した如く代表側は在米

者より連絡も必要なるが直接沖繩の意
見を聴いともううこと外望もく緊急の場合
は電報の照会もよくまた全権の委任をう
けた代表も派遣しよ、沖繩も一は日本
政府に接衝を依頼したく一は私及対新機
接收及対はあくまで強硬の主張しともううた
旨要望した、^{なよ}本日の会談に關し、政府調査団

派遣の件及の具体的方針提出の件は弁

表を^{りしす}下の^{りしす}單に調査用派遣を^{りしす}非観測^{りしす}

要望^{りしす}の^{りしす}もの^{りしす}に^{りしす}発表^{りしす}する^{りしす}こと^{りしす}に^{りしす}な^{りしす}った。

アジア局長

沖繩代表との會談録

昭三十一・五

於霞會館

針谷 記

先づ知念議員から昨四日午後四時極東軍

スタッフラー代将の會見の様様につき、強んど効果か

のあり、これに對し甲川局長から

関係者から直接意見が取りあはせるといふことも意見が

極秘

外務省

ア一 1200

あると思ふと述べて、實質的の會談に入つた。

平賀社大党書記長（先には代表が東京時各方面に

所情を以て政府要路の方々からも積極的見解が

述べられて様様であるが、今回は政府が如何に考へて

いるかを知りたいと思つて来て居る。として代表の報告書

讀み、總理の外大臣、官房長官の発言を引用する。

現地で弱く報が出たが政府も困つたと思ふが

外務省

神護問題は民族問題である。問題が問題何より
 考へる。方法等について幾多の異なる意見があるのは
 当然のことである。反対論を気にする事はない。平直に
 云うと、反対論があつた事を云々するのは政府の云々
 述べとも考へられる。(以上前置きを述べ次の
 四項目の質問を提出した)
 一、露有地の問題は、その後の研究の結果は如何。

二、政府は如何に具体案を米側に提示したか。
 若し具体案が未だ有りぬれば何時までに出来ぬか。
 現地の考を聞いて案を立てると云う事は如何。又
 現地の考え方は既に十分云つてある筈だ。
 三、^{在露露領土の土地開墾}神護の特別の制度は、日本に返還の際、日本の
 制法上容認しうるものに切替はせし受へると云う事は
 政府側の意向に反して
 四、表の報告書があるが、これは如何なる意味があるか。

四、米国の交渉は仲絶住民が困っているから政府が行うのか、それとも領土権に基いて行っているのか。

甲川局長)以上の四項目について、前回の代表に申述べたことは十分記憶している。

石井も運局長)縣有地の取扱については関係官庁が研究しているが結論をえない。目下勾連で米本を練っている。

外務省

甲川)内地では国有地の場合は無償、縣有地は有償であることから見れば、これに倣って有償とするのが妥当であろうとの私見を持っている。併し、今これを拂き出すことは物受けとの関係から隣り居方が好いと思っている。

石井)沖繩島の併しをこれで行ない。これに基き日本は管理の發言権を持つていふと云うことで考えたい。

外務省

米側と交渉の口は敵回だが自分が行くあり、又率直にありて
行われていたが

中川 質問、オニ~~ニ~~はいつに~~か~~政府は四原則の
線が頑張っているが才補~~補~~。これをもう少し具体化
した要素があれば出したいと云うが結構だ。我々の
現地の了承を元旨、案を米側に正式に出すのは
よくないと思つていた。従つて十分現地と
打合せをして大体のメドを一つにしようと考へて
あつた。しかし、今までの機會が白かつたから、四原則

頑張る以外に手がない。今回皆さの~~談判~~
機會に十分協議したいと云うのが偽らざる旨だ持である。
只、これの時期の問題がある。米側~~米側~~具体案を作つて
いふことが合つてさうなので、最小限として次の二案を述べ
たい。 (一) 無期限、一括押は総体に因る事。 (二)
地料を内地に準じて引上げる事。及び附帯的
新理~~採~~を~~行~~や~~ら~~い~~し~~とも申入れた。

今後は、何年かダリクノ録が、地代は幾らにするか
との問題が残る。この日米側は言っていない。この日米側
十分意見を見たい。

(次でオミエは、前四代表に對して説明したことを)

繰返して説明し、オミエについても同様。この問題は

地代論とは疑問の案が多いが、話し合の上は日米側

論と片は意見があるが、異なる政治的に持つて行くことの

方が賢明な旨の意見と述べた。

(平良) 私見であるが、露有土地は琉球政府に

引渡してよいのではないか。

(石井) 實際論としてはそれもあるが、日米関係と

考慮する時、日本が引渡して行く方が有利である。

琉球政府の性格も問題だ。

琉球政府の性格について若干論じたい。結局移管は

琉球政府へ。

米國側は強きことを示すは固きと意見一致する

(平良) 前回の政府上層部の積極的言葉があるに

模様だが、正式に會合して政策を論じらるゝことがあつたか。

(中川) 外務大臣の訪ソの件、又昨今の總理の訪ソを

正忙しくその機會がなかった。總理出發して一段落

したらイリソ大使との會談をも促進したい。

(平良) 是非決めてくれ。政府が現地側の要求を

外務省

成すは甚だ不満だ。 ^{ニヒキ} 条約締結前の補償は、

政府がやるを日又つて貰いたい。大蔵省は法律問題に

難口を拒否している。 押続問題は、今日の政治的問題と

他方の法律面を出し、この日首尾一貫しては。

上層部の積極的活動を望む。

(石井) 官房長官も色々と考えている模様だ。

外部に代表するわけは甘かおしいだ。

外務省

条約発効前の問題も気にはかり、法制局で研究中
である。

上層部との會見は惣理出發後とされる。

中山局長に對し、外大臣前會を所願とする。

本儀は内閣議長に對し、沖籠問題と政治的に取上げらるる。

この神償問題は、~~中~~ ^中 現 ^中 くれ。

知念) 大蔵省が避つてゐるのは法律論が、とわくは會の問題か

外務省

石井) 両方である。

桑江土地會長) 条約下は条約と米江の河に解して

いるか。

これに對し中山局長から従来の外務省の考へ方、並に

法制局の見解を取つてゐるが、困難な問題である。

説明し、次回は9日に決めて散會)

外務省

アジヤ局長

沖繩代表のオニ次會談録

昭和三一、一〇、九

佐野 針 金

茶多藤衣

昨日の米大使館訪問の様子に二三の雑談を交わし、午後、
 中川局長から、外務大臣から米側に伝えたい方が好いと、
 思ふようの事と、主として具体的日英を語るといふので、
 たいと述べ、先づ知念氏から、

(知念) 有期とゆう考の方が、これは使用期省とゆう

外務省

極秘

よりは寧ろ使用御使押しの期間といえよう。使用期間に

つては、何とも申上げようか。 (具体的の期省を印出すこと) 満期

期省 (恒常的あり) 一年の契約でなく方が知理し

あり。支押の様式は如何様かも好い。

(中川) 期間も長期とすると、結局無期限と余り異な

らざるが、行く行くは思えるが、それとも尙有期とし、

好いとゆう理書は、何処にあるのか。

外務省

ア一 1227

アジヤ局長 31.10.9 局長印

条約局長参加

知念 懸念されるのは、土地を奪われざるの感に持つてである。

又中絶が日本に復帰する場合のことが心配である。

李儀 有期にしようとしても、然尚揮毫を長期にわたるよう

感がある。

中川 今米割は無期を考へてゐるか、それよりは有期の

方が好い。

桑江 土地を平譲するとは、神に叛りと言うに等しい。

知念 中絶は民法は日本のそれと全くものがわかれてゐるか、

それは日本の性が中絶のわがやうなものであるか。

下田 中絶には米法が行われている。米口はの外高は日本は

と念にもりの取入からやうなところがある。

知念 假に十年間の契約期間としても、日本民法の

新割法はより六十年に伸びてゐると思ふが。

下田) 米倒れが判断する問題である。

知念) 中絶には民事裁判所がある。

桑江) 期限工賃め、その途中日本は返還するに場合の如何なるか。

下田) 返還の時は、米口施政下口あり、初力を、日本が

如何に認めるのである。

真長屋) 最近、米口議會で中絶に施行する法律を

制定する事が決議された。これをもつてみると、米口法は

中絶に執行せらるるは如何か。ニミントン布告に基いて

住民の間には日本法が執行せらるるものであるか。

下田) 中絶するに法律系の中は日本法が取り入れらるる

いと云うべきであろう。

桑江) 布告九号に對する反対口(一) 期間が長いか、

(二) 地料が安いこと、の二点である。今、使用目的の

土地に、任意に社する使用地としての、高の如何なるか。

から、低いのも三六以内を交換している

(甲川局長から信託公社に関する資料提出を要す。)

(知念) 平和条約十九条の解程如何。

(下田) 仲籠の言十九条適用が起つてゐる。谷美区選

は十九条と異なり形態の規定をしてゐる。仲籠任民の

権利放棄は、仲籠が定金口日本に復帰し即時始め

た事を意味する。現在は、施政担当者としての任民の福祉を

外務省

護る責任者たる米田が、補償弄の事を考へるべきである。

也

(桑江) 下田学術局長の右見解は、去る五月三十一日あり

局長の同会答弁と異つてゐる旨指摘し以上)

(桑江) 最近の選定を要する。一〇世帯は、復元補償に付て

は十九条により責任が有つてゐる

米田も在るやうに困つてゐる。日本政府は十九条の解釈を

米田に早速申入らうか。

(下田) 十九条の口頭協議は、一〇世帯の困難はいつの日

外務省

施政権を以て米國が行うべきである。

(平良) 米側の下九条解釈は正しいか。

下田) その判断の時期はどのようか。

(知念) 下九条に云うは長の中は沖繩住民は金可出さるべきか。

下田) 現在沖繩住民は日本人の金を出さるべきか。下九条に云うは長の中は沖繩住民は金可出さるべきか。

(知念) その所は財政的整理を心配しての事か。それとも

日本の利益を以てか。

外務省

下田) 外務省は財政整理を考慮してはいるか。

大さのツケを米側に差出そうとするわけである。

(平良) 契約は危しても危いなくても、現在の状態は存続

する必要があるから、契約はいいで、補償を請求するにやう

方がいいか。

下田) そうすると強制収用はさうか。

(平良) 契約は外に土地を貸すことは可能であるか。

外務省

あると思うと述べ、実質的の会談に入った。

(平良社大党書記長) 先に四代表が来た時各方面に

陳情を行い、政府要路の方々からも積極的見解が

述べらるゝ模様が有るが、今回は政府が如何に考へて

いるかを知りたと思つて来た。(とて四代表の報告書を

読み、総理大臣、外務大臣、官房長官の発言を引用す。

現地で弱々線が述べたことには政府も困つたことと思つたか。

沖繩問題は民族問題がある。問題が問題だけに

考へ方、方法等につく幾多の異なる意見があるのは当然

のことである。反対論を気にすることはない。率直に云うと、

反対論があつたことを云々するのは政府の云々、此小とも考

えらるゝ。(と以上前置きを述べ次の四項目の質問を提出

した。)

一、課有地の問題に至る、その後研究の結果は如何。

二政府は如何なる具体案を米側に提示したか。

若し具体案が未だなければ何時までに本来るか。

現地の者を聞くと案を立てると云うことは逆だ。又現地の

考の方は既に十分ある筈だ。

三、沖縄において設けられる土地に属する特別の制度は、

日本に返還の際、日本の制度上容認しうるものに切替えて

受入ると云うことが政府側の述べた意見として四代表の

外務省

報告書にあるか、これは何処なる意味があるか。

四、米因との交渉は沖縄住民が困るから政府が行うの

か、それも領土権に基く行っているのか。

(中川局長)以上の四項目について、前回四代表に申述

べたことは十分記憶している。

(石井南連局長)縣有地の取扱については、関係官庁が

研究しているか結論をえたい。目下南連が案を練っている。

外務省

(中川) 内地では国有地の場合は無償、縣有地は有償であることか見小ば、これに倣って有償とするのか
 争奪があるうとの私見私を持ってゐる。併し、今これを持ち出すことは新規接收との関係から辭けた方が好いと思つてゐる。

(石井) 井繩県は廃止してしまふ。これに基き日本は管理に発言権を持つてゐると云ふことば考へない。

(中川) 賣向オニ矣については、米側との交渉は井口顧問及び自分が行つてあり、又華府においても行つてゐるが、政府は四原則の線が頑強である。これをもう少し少し具体化した案があるか、と云ふ氣持だつた。我々は現地の了承を乞ひ、案を米國に正式に出すのはよくないと思つてゐた。従つて十分現地と打合せをして大體のメドをつけたといふやうな考があつた。しかし、今まがその

機会がなかったから、四原則が頑張り以外に手かかった。
今回皆えり来訪機会に十分協議したと云うのが偽
らざる氣持である。

只、ふには時期の問題がある。米側におよぐ具体案を作
るということが分つたものが、最小限として次の二案を求
べた。一無期限、一括掛は絶体に困ること、二地料を内地
に準じて引上げること。及び附帯的に新規接收を行わ

をいふことも申し小だ。

今後は何年かギリギリの線か、地代は徐々にするかとの
問題が残る。ふら米側に云う。ふらについて

十分意見を伺いたい。

(次にオ三案については、前回は代表に対して説明したこと

を繰返し説明し、オ四案についても前回同様、この問題は

法律論としては疑問の点が多く、話し合つた上には水掛論

と云ふ虞小があるから、寧ろ政治的に持てる行くことの方が
賢明なる旨の意見を述べた。

(平良) 拙見があるが、縣有土地は琉球政府に引渡して
よいのではないか。

(石井) 實際論としては是れもあるが、対米關係を考慮する
時、日本が引継ぎを受ける方が有利である。

琉球政府の性格も問題だ。

(として琉球政府の性格につき若干論じ合ひ、結局琉球
政府への移管が米側側に移ることとなり、困ると意見
一致する)

(平良) 若回は政府上層部の積極的を言葉があつた
模様だが、正式に合合して政策を論じたことがあつたか。

(中川) 外務大臣は訪ソのため、又昨今は總理の訪ソ等
が忙しくその機会がなかつた。總理出発して一段落したる

アリン大使との会議も促進したい。

(平良)是非進めよう。政府が現地側の案を破ることは甚だ不満だ。条約発効前の補償も、政府がやることはやらず貰いたい。大蔵省は法律問題を藉口して拒否している。沖繩問題を一方は政治的問題とし他方は法律論を出しているのは首尾一貫しない。

上層部の積極的活動を望む。

外務省

(石井)官房長室も色々考えている模様だ。

外部に発表するわけに行かないだけだ。

条約発効前の問題も気にしており、法制局が研究中がある。

上層部との会見は総理発表後としたい。

(中川)局長に対し)外へ大臣との面会をお禮にする。

(与儀)立法院議長)沖繩問題を政治的に取上げるた

外務省

めに、この補償問題を考えてくれ。

(知念) 大蔵者が決まらぬのは法律論か、それとも金の問題か。

(石井) 両方がある。

(桑江土地会長) 条約十九条を米国は如何に解して

いるか。

(少) 対し中川局長から従来の外へ省の考え方、並ぶ

外務省

法制局の見解を取まよめてみるか、困難な問題があるか
説明し、次回は九日に決める散会)

外務省

中韓入省とカニ次合談録

昭三十一、一〇、九

於理大 針谷

昨日の米大使館訪問の様子についての雑談を交わした後、中川局長から、外務大臣から米側に伝えられた方好いと思ふ事柄について、若しとて具体的な内容を語り出した。また、二と紙に、支那の如念の事柄

(如念) 有朝とやうな事柄だが、これは使用期間とや

極秘

外務省

うかりは、算り使用料をその期間に込めよう。使用期間については、可成り早急な事柄だ。具体的には、期間の一年一年の契約の行へるか、その期間の延長と余り期間との区別が、費用の多い。夫れが、如何様にも好い。

(中三) 期間も、短期と中期、長期と、短期と、中期と、長期と、区別が、費用の多い。夫れが、如何様にも好い。二とやうな事柄だ。二とやうな事柄だ。

外務省

(下田) 米穀の生産を促進し、

(和歌山) 沖繩の米穀生産を

(和歌山) 増進し、米穀の生産を

(和歌山) 増進し、米穀の生産を

促進する。

(和歌山) 米穀の生産を

促進し、米穀の生産を

外務省

米穀の生産を促進し、

米穀の生産を促進し、

(下田) 沖繩の米穀生産を

促進する。

(和歌山) 米令九一五に對する及計は(一)期間が長(二)地

料が安い(三)米穀である。同じ使用目的の土地

位産公社による使用地については高いの五年坪ニヨリ

外務省

から依いのゴモ三六日月を支払っている。

(中)局長から住宅公社に関する資料提出を要す

知念) 平和条約十九条の解釈は如何

下田) 沖縄については十九年適用が起る。奄美返還

は十九年と異なった形の規定をしている。沖縄住民の権利保障は、沖縄が完全に日本に復帰した時初めて出来ることである。現在は、施政権者としての住民の福祉を護る

責任者たる米(日)が補償等のことを考へるべきである。

(中)江下下田条約書の右見解は去る五月三十一日における

局長の口会答弁と異なっている旨指摘した上)

(中)江) 最近エドは遺言を夏けた一〇世帯は復元補償について

米側は十九年により責任がないとして拒否エドの困窮を

政府は十九年より解釈を米側に早速申入れをせよ。

(下田) 十九年とは関係なく、一〇世帯の困窮については

地政権者による半割が行うべきである。

(平) 赤割の十九年解釈は正しいと思ふが。

(下田) その判断時期は否なり。

(知念) 十九年に関する限り、民の中には^沖居住者は^{含ま}れないが。

(下田) 現在沖縄には住む日本人は完全なインディペンデント

下に示す通り、十九年に関する限り。

(知念) その解釈は、財政的負担を心配し、その心配は、その心配も日本

の利益のためか。

(下田) 外務省は財政負担を考慮し、その心配は、返還時に大正に

つて、半割に差出るとするためである。

(平) 契約に依りてなくとも、現在の状態は存続するものがあるが、

契約のしなやかさを補償を請求するにやうな方が好いと思ふが。

(下田) そうすると強制収束は出来ぬ。

(平) 契約により外国に土地を貸すことは可能であるか。

(手渡) 一応、契約を拒否し、現状を維持することを成り立つもの
があるか。

(下田) 補償を取るに否か否か不明な危険がある。

(お下江) 半圓が支払うべき地料は十億二千五百円程度と推定する。

(手渡) とは角、有期限しゆう考えむ進めとおしくぬ。

(中川) 民事裁判が執行されたいない資料が欲しい。

其の他、最近ある色々の事例も欲しい。

外務省